

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和6年3月8日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 古川 隆三郎



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱（平成30年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第17号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書きを加える。

ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。